

# 青森県報

号外第二十七号

平成十七年  
三月二十八日  
(月曜日)

## 目 次

### 告 示

字区域の画定	(振) 市 興町 課 村	一
字区域の廃止	( ) 同 ( )	四
字の名称の変更	( ) 同 ( )	四
字区域の画定	( ) 同 ( )	七
農地法第三条第二項第五号の別段の面積の一部改正	(構) 造政策課	八
漁港の指定内容の変更	(整) 備 漁場 課	九
右 同	( ) 同 ( )	九
右 同	( ) 同 ( )	一〇
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	(経) 理 課	一〇
公安委員会	(企) 画 課	三
交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則	(企) 画 課	三

## 告

## 示

青森県告示第二百二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、五所川原市長職務執行者から五所川原市の町の区域を次のとおり新たに画する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十七年三月二十八日

旧金木町の区域

変更後	変更前
金木町朝日山	大字金木字朝日山
金木町芦野	大字金木字芦野
金木町浮洲	大字金木字浮洲
金木町沢部	大字金木字沢部
金木町菅原	大字金木字菅原
金木町玉水	大字金木字玉水
金木町川倉宇田野	大字川倉字宇田野
金木町川倉七夕野	大字川倉字七夕野
金木町川倉外沢	大字川倉字外沢
金木町川倉林下	大字川倉字林下
金木町川倉女坂	大字川倉字女坂
金木町川倉米出	大字川倉字米出
金木町川倉大倉岳	大字川倉字大倉岳
金木町藤枝東田	大字藤枝字東田

青森県知事 三 村 申 吾

金木町中柏木鑑石	大字中柏木字鑑石
金木町中柏木不動野	大字中柏木字不動野
金木町嘉瀬雲雀野	大字嘉瀬字雲雀野
金木町嘉瀬東嘉瀬山	大字嘉瀬字東嘉瀬山
金木町嘉瀬端山崎	大字嘉瀬字端山崎
金木町嘉瀬秋元	大字嘉瀬字秋元
金木町嘉瀬西嘉瀬山	大字嘉瀬字西嘉瀬山
金木町嘉瀬駒留	大字嘉瀬字駒留
金木町嘉瀬上端山崎	大字嘉瀬字上端山崎
金木町嘉瀬上秋元	大字嘉瀬字上秋元
金木町神原桜元	大字神原字桜元
金木町神原小泉	大字神原字小泉
金木町蒔田米崎	大字蒔田字米崎
金木町蒔田初瀬	大字蒔田字初瀬
金木町蒔田酒井	大字蒔田字酒井
金木町蒔田桑元	大字蒔田字桑元
金木町藤枝三春	大字藤枝字三春

相内	変 更 後	大字相内字相内	変 更 前
旧市浦村の区域			
金木町喜良市相野山	大字喜良市相野山	金木町喜良市相野山	大字喜良市相野山
金木町喜良市芦ヶ沢	大字喜良市芦ヶ沢	金木町喜良市芦ヶ沢	大字喜良市芦ヶ沢
金木町喜良市小田川山	大字喜良市小田川山	金木町喜良市小田川山	大字喜良市小田川山
金木町喜良市桔梗野	大字喜良市桔梗野	金木町喜良市桔梗野	大字喜良市桔梗野
金木町喜良市喜良市山	大字喜良市喜良市山	金木町喜良市喜良市山	大字喜良市喜良市山
金木町喜良市蔵助平	大字喜良市蔵助平	金木町喜良市蔵助平	大字喜良市蔵助平
金木町喜良市坂本	大字喜良市坂本	金木町喜良市坂本	大字喜良市坂本
金木町喜良市鹿留	大字喜良市鹿留	金木町喜良市鹿留	大字喜良市鹿留
金木町喜良市新千苅	大字喜良市新千苅	金木町喜良市新千苅	大字喜良市新千苅
金木町喜良市新富田	大字喜良市新富田	金木町喜良市新富田	大字喜良市新富田
金木町喜良市千苅	大字喜良市千苅	金木町喜良市千苅	大字喜良市千苅
金木町喜良市富田	大字喜良市富田	金木町喜良市富田	大字喜良市富田
金木町喜良市中富田	大字喜良市中富田	金木町喜良市中富田	大字喜良市中富田
金木町喜良市弓矢形	大字喜良市弓矢形	金木町喜良市弓矢形	大字喜良市弓矢形

十三羽黒崎	十三古中道	十三通行道	十三琴湖岳	十三深津	脇元地竹	脇元野脇	脇元磯辺	脇元赤川	太田太田山	太田山の井	相内実取	相内桂川	相内赤坂	相内露草	相内吉野	相内岩井
大字十三字羽黒崎	大字十三字古中道	大字十三字通行道	大字十三字琴湖岳	大字十三字深津	大字脇元字地竹	大字脇元字野脇	大字脇元字磯辺	大字脇元字赤川	大字太田字太田山	大字太田字山の井	大字相内字実取	大字相内字桂川	大字相内字赤坂	大字相内字露草	大字相内字吉野	大字相内字岩井

磯松曇谷	磯松相の股	磯松磯部	磯松磯松山	磯松苗代沢	磯松板割	磯松滝の沢	磯松大端	磯松鷺坂	磯松古館	磯松唐皮	磯松山の井	磯松赤川	磯松磯野	十三五月女滝	十三土佐
大字磯松字曇谷	大字磯松字相の股	大字磯松字磯部	大字磯松字磯松山	大字磯松字苗代沢	大字磯松字板割	大字磯松字滝の沢	大字磯松字大端	大字磯松字鷺坂	大字磯松字古館	大字磯松字唐皮	大字磯松字山の井	大字磯松字赤川	大字磯松字磯野	大字十三字五月女滝	大字十三字土佐

青森県告示第二百二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、外ヶ浜町長職務執行者から外ヶ浜町の字の区域を次のとおり廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十七年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

旧蟹田町、旧平館村及び旧三厩村の区域の大字を廃止する。

青森県告示第二百三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、外ヶ浜町長職務執行者から外ヶ浜町の字の名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十七年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

旧蟹田町の区域

変 更 後	変 更 前
字蟹田石浜	字磯ノ山
字蟹田丑ヶ沢	字丑ヶ沢
字蟹田内黒山	字内黒山
字蟹田姥ヶ沢	字姥ヶ沢
字蟹田大平沢辺	字沢辺
字蟹田大平三枚橋	字三枚橋（旧大字大平の区域）

字蟹田大平高石	字高石
字蟹田大平東小国山	字東小国山（旧大字大平の区域）
字蟹田大平山元	字山元
字蟹田小国岩井	字岩井
字蟹田小国黒山	字黒山
字蟹田小国黒山添	字黒山添
字蟹田小国坂元	字坂元
字蟹田小国三枚橋	字三枚橋（旧大字小国の区域）
字蟹田小国品吉	字品吉
字蟹田小国惣右衛門沢	字惣右衛門沢
字蟹田小国館下	字館下（旧大字小国の区域）
字蟹田小国谷田	字谷田
字蟹田小国西小国山	字西小国山
字蟹田小国東小国山	字東小国山（旧大字小国の区域）
字蟹田小国南田	字南田
字蟹田小国山崎	字山崎
字蟹田桂淵	字桂淵

字蟹田山本前田	字蟹田山本野脇	字蟹田山本小谷	字蟹田南沢山口	字蟹田南沢館下	字蟹田原田長瀬	字蟹田樋橋	字蟹田中師宮本	字蟹田中師火箱沢	字蟹田中師苗代沢	字蟹田中師館ノ沢	字蟹田中師桂沢	字蟹田田ノ沢	字蟹田高銅屋	字蟹田外黒山	字蟹田塩越	字蟹田川原添
字前田	字野脇	字小谷	字山口	字館下 (旧大字南沢の区域)	字原田長瀬	字樋橋	字宮本	字火箱沢	字苗代沢	字館ノ沢	字桂沢	字田ノ沢	字高銅屋	字外黒山	字塩越	字川原添

字平館太郎右工門沢	字平館田の沢	字平館門の沢	字平館後田	字平館今津間沢	字平館今津尻高川	字平館今津尻高	字平館今津才の神	字平館今津釜の沢	字平館磯山	字平館石浜尻高川	字平館石崎長屋形	字平館石崎沢	変 更 後	字蟹田鯛ヶ淵	字蟹田山本紅葉坂
字太郎右工門沢	字田の沢	字門の沢	字後田	字間沢	字尻高川 (旧大字今津の区域)	字尻高	字才の神 (旧大字今津の区域)	字釜の沢	字磯山	字尻高川 (旧大字石浜の区域)	字長屋形 (旧大字石崎の区域)	字石崎沢	変 更 前	字鯛ヶ淵	字紅葉坂

旧平館村の区域

字三厩家ノ上	変 更 後	旧三厩村の区域	字平館彌藏釜	字平館元宇田	字平館舟岡	字平館野田山下	字平館野田鳴川	字平館野田尻高川	字平館野田才の神	字平館根岸湯の沢	字平館根岸長屋形	字平館根岸父ヶ沢	字平館根岸山居	字平館根岸小川	字平館長屋形	字平館鳥井沢
			字家ノ上	変 更 前	字彌藏釜	字元宇田	字舟岡	字山下	字鳴川	字尻高川 (旧大字野田の区域)	字才の神 (旧大字野田の区域)	字湯の沢	字長屋形 (旧大字根岸の区域)	字父ヶ沢	字山居	字小川

字三厩新町	字三厩尻神	字三厩下平	字三厩四枚橋ノ上	字三厩潮見台	字三厩算用師右平野	字三厩算用師	字三厩源兵衛間	字三厩木落	字三厩川柱	字三厩上平	字三厩上宇鉄	字三厩釜野澤	字三厩上野	字三厩宇鉄山	字三厩宇鉄沢	字三厩宇鉄家ノ上
字新町	字尻神	字下平	字四枚橋ノ上	字潮見台	字算用師右平野	字算用師	字源兵衛間	字木落	字川柱	字上平	字上宇鉄	字釜野澤	字上野	字宇鉄山	字宇鉄沢	字家ノ上 (旧大字宇鉄の区域)

字三既緑ヶ丘	字水汲沢	字増川	字鑑泊	字本町	字藤嶋沢	字藤嶋	字板柳	字東町	字日陰沢	字鳴神	字梨ノ木間	字流平	字中浜	字中ノ平	字龍浜	字滝ノ上
--------	------	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	------	-----	-------	-----	-----	------	-----	------

字三既元宇鉄	字元宇鉄
字三既桃ヶ丘	字桃ヶ丘
字三既東風泊	字東風泊
字三既鑑嶋	字鑑嶋
字三既六條間	字六條間

青森県告示第百三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、中泊町長職務執行者から中泊町の字の区域を次のとおり新たに画する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十七年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

旧小泊村の区域

変 更 後	変 更 前
大字小泊字朝間	字朝間
大字小泊字阿曾内	字阿曾内
大字小泊字稻荷	字稻荷
大字小泊字嗽沢	字嗽沢
大字小泊字姥島	字姥島

大字小泊字福尻	大字小泊字冬部	大字小泊字成滝	大字小泊字梨子木平	大字小泊字長坂	大字小泊字寺屋舗	大字小泊字築上	大字小泊字砂山	大字小泊字白倉	大字小泊字下前	大字小泊字鮫貝	大字小泊字小泊	大字小泊字折戸	大字小泊字尾崎道	大字小泊字大山長根	大字小泊字漆流	大字小泊字土漂
字福尻	字冬部	字成滝	字梨子木平	字長坂	字寺屋舗	字築上	字砂山	字白倉	字下前	字鮫貝	字小泊	字折戸	字尾崎道	字大山長根	字漆流	字土漂

大字小泊字袋内	大字小泊字坊主沢	大字小泊字淵岩	大字小泊字水澗	大字小泊字山崎	大字小泊字山口	大字小泊字割長根	大字小泊字中間	大字小泊字浜野	大字小泊字折腰内	大字小泊字青岩	大字小泊字萱部	大字小泊字七ツ滝	大字小泊字傾り石
字袋内	字坊主沢	字淵岩	字水澗	字山崎	字山口	字割長根	字中間	字浜野	字折腰内	字青岩	字萱部	字七ツ滝	字傾り石

青森県告示第百三十二号

昭和四十六年四月十七日青森県告示第百三十五号（農地法第三条第二項第五号の別段の面積）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月二十八日



農地の表十アールの項及び二十アールの項を次のように改める。

青森県知事 三 村 申 吾

十アール	東津軽郡外ヶ浜町のうち、平成十七年三月二十七日現在における三厩村 北津軽郡中泊町のうち、平成十七年三月二十七日現在における小泊村
二十アール	青森市のうち、昭和三十七年九月三十日現在における野内村 五所川原市のうち、昭和三十年三月三十日現在における十三村及び脇元村 むつ市のうち、平成十七年三月十三日現在における大畑町 東津軽郡外ヶ浜町のうち、平成十七年三月二十七日現在における平館村 西津軽郡鰯ヶ沢町のうち、昭和三十年三月三十日現在における鰯ヶ沢町 下北郡風間浦村

農地の表四十アールの項中「東津軽郡蟹田町」を「東津軽郡外ヶ浜町のうち、平成十七年三月二十七日現在における蟹田町」に改める。

青森県告示第二百三十三号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第五項の規定により、平館漁港の指定の内容を次のとおり変更するので、同条第十一項の規定により告示する。

平成十七年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 名称 平館漁港
- 二 種類 第二種漁港
- 三 所在地 外ヶ浜町
- 四 区域

水 域

陸 域

（平館地区） 外ヶ浜町字平館後田四七番ノ三号地 先北防波堤基部中心から二三度三 〇分一三五メートルの地点を二 〇分一〇〇メートルの円弧及 び陸岸により囲まれた海面 （石崎地区） 外ヶ浜町字平館元宇田橋右岸下 流側橋台（イ点）から三四度四〇 メートルの地点（ロ点）に引いた線 （イ線）、同町字平館釜釜項々川 橋左岸下流側橋台（ハ点）から三四 度三六〇メートルの地点（ニ点）に 引いた線（ロ線）、ロ点から二点 に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	（平館地区） 水域円弧の延長線、国道二八〇号線 の海側線及び水際線により囲まれた 地域 （石崎地区） 水域の欄に規定するイ線、同欄に規 定するロ線、同欄に規定するイ点か ら国道二八〇号線の海側線に沿って 欄に規定する八点到る線及び水際 線により囲まれた地域
---	---

青森県告示第二百三十四号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第五項の規定により、三厩漁港の指定の内容を次のとおり変更するので、同条第十一項の規定により告示する。

平成十七年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 名称 三厩漁港
- 二 種類 第二種漁港
- 三 所在地 外ヶ浜町
- 四 区域

水 域

陸 域

既石を中心として半径二千メートルの円内の海面及び増川増川橋並びに用師川算用師橋から下流の河川水面	防波堤基部から一八〇度一〇〇メートルの地点、零度六〇メートルの地点、および九〇度一〇〇メートルの地点、および一八〇度一〇〇メートルの地点、および二八〇度一〇〇メートルの地点、および水際線により囲まれた地域
--	--

青森県告示第百三十五号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第五項の規定により、龍飛漁港の指定の内容を次のとおり変更するので、同条第十一項の規定により告示する。

平成十七年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 名称 龍飛漁港
- 二 種類 第二種漁港
- 三 所在地 外ヶ浜町
- 四 区域

水域	陸域																								
ア点（北緯三九度三八分一〇秒一九六六・東經一四二度二七分二一〇秒八〇〇八）を中心とした半径四五〇メートルの円内の海面	次のイ点からケ点を順次に結ぶ線、ケ点と水域の欄に規定するア点を結ぶ線、ア点と次のコ点を結ぶ線、コ点から次のト点を結ぶ線及び水際線によるのト点まわりの地域並びに水域内の島しょりイ点																								
	<table border="1"> <tr><td>ケ点</td><td>北緯三九度三八分九秒四一〇秒七八</td></tr> <tr><td>ク点</td><td>北緯三九度三八分七秒八七八</td></tr> <tr><td>キ点</td><td>北緯三九度三八分五秒〇二二七</td></tr> <tr><td>カ点</td><td>北緯三九度三八分〇秒九八七三</td></tr> <tr><td>イ点</td><td>北緯三九度二七分一七秒二九</td></tr> <tr><td>ウ点</td><td>北緯三九度二七分一五秒〇三</td></tr> <tr><td>エ点</td><td>北緯三九度二七分一五秒〇三</td></tr> <tr><td>オ点</td><td>北緯三九度二七分一五秒〇三</td></tr> <tr><td>カ点</td><td>北緯三九度二七分一七秒二九</td></tr> <tr><td>キ点</td><td>北緯三九度二七分一七秒二九</td></tr> <tr><td>ク点</td><td>北緯三九度二七分一七秒二九</td></tr> <tr><td>ケ点</td><td>北緯三九度二七分一七秒二九</td></tr> </table>	ケ点	北緯三九度三八分九秒四一〇秒七八	ク点	北緯三九度三八分七秒八七八	キ点	北緯三九度三八分五秒〇二二七	カ点	北緯三九度三八分〇秒九八七三	イ点	北緯三九度二七分一七秒二九	ウ点	北緯三九度二七分一五秒〇三	エ点	北緯三九度二七分一五秒〇三	オ点	北緯三九度二七分一五秒〇三	カ点	北緯三九度二七分一七秒二九	キ点	北緯三九度二七分一七秒二九	ク点	北緯三九度二七分一七秒二九	ケ点	北緯三九度二七分一七秒二九
ケ点	北緯三九度三八分九秒四一〇秒七八																								
ク点	北緯三九度三八分七秒八七八																								
キ点	北緯三九度三八分五秒〇二二七																								
カ点	北緯三九度三八分〇秒九八七三																								
イ点	北緯三九度二七分一七秒二九																								
ウ点	北緯三九度二七分一五秒〇三																								
エ点	北緯三九度二七分一五秒〇三																								
オ点	北緯三九度二七分一五秒〇三																								
カ点	北緯三九度二七分一七秒二九																								
キ点	北緯三九度二七分一七秒二九																								
ク点	北緯三九度二七分一七秒二九																								
ケ点	北緯三九度二七分一七秒二九																								

コ点	サ点	シ点	ス点	セ点	ソ点	タ点	チ点	ツ点	テ点	ト点
北緯三九度三八分一〇秒九九六	北緯三九度三八分一〇秒九九六	北緯三九度三八分一〇秒九九六	北緯三九度三八分一〇秒九九六	北緯三九度三八分一〇秒九九六	北緯三九度三八分一〇秒九九六	北緯三九度三八分一〇秒九九六	北緯三九度三八分一〇秒九九六	北緯三九度三八分一〇秒九九六	北緯三九度三八分一〇秒九九六	北緯三九度三八分一〇秒九九六

青森県告示第百三十六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

「 広田支店

五所川原市みどり町四丁目

を

「 広田支店  
金木支店

五所川原市みどり町四丁目  
五所川原市金木町朝日山

に改め、

「 蟹田支店

東津軽郡蟹田町大字蟹田

を削り、

「 今別支店

東津軽郡今別町大字今別

を

「 今別支店  
蟹田支店

東津軽郡今別町大字今別  
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田

に改め、

「 金木支店

北津軽郡金木町大字金木

を削る。

第一号の表中

「 株式会社みちのく銀行松島支店

五所川原市字一ツ谷

を

「 株式会社みちのく銀行松島支店  
株式会社みちのく銀行金木支店

五所川原市字一ツ谷  
五所川原市金木町朝日山

に改め、

「 株式会社みちのく銀行金木支店  
株式会社みちのく銀行中里支店

北津軽郡金木町大字金木  
北津軽郡中里町大字中里

を削り、

株式会社みちのく銀行鶴田支店  
株式会社みちのく銀行小泊支店  
株式会社みちのく銀行小泊支店  
市浦出張所

北津軽郡鶴田町大字鶴田  
北津軽郡小泊村字小泊  
北津軽郡市浦村大字相内

を

株式会社みちのく銀行鶴田支店  
株式会社みちのく銀行中里支店  
株式会社みちのく銀行小泊支店  
株式会社みちのく銀行小泊支店  
市浦出張所

北津軽郡鶴田町大字鶴田  
北津軽郡中泊町大字中里  
北津軽郡中泊町字小泊  
五所川原市相内

に、

「 あおもり信用金庫七和支店

五所川原市大字高野

を

「 あおもり信用金庫七和支店  
あおもり信用金庫金木支店

五所川原市大字高野  
五所川原市金木町朝日山

に、

「 あおもり信用金庫常盤支店

南津軽郡常盤村大字常盤

を

「 あおもり信用金庫常盤支店

南津軽郡藤崎町大字常盤

に改め、

「 あおもり信用金庫金木支店  
あおもり信用金庫中里支店

北津軽郡金木町大字金木  
北津軽郡中里町大字中里

を削り、

「 あおもり信用金庫梅沢支店

北津軽郡鶴田町大字横范

を

「 あおもり信用金庫梅沢支店  
あおもり信用金庫中里支店

北津軽郡鶴田町大字横范  
北津軽郡中泊町大字中里

に、

「 青森県信用組合五所川原支店金  
木出張所

北津軽郡金木町大字金木

を

青森県信用組合五所川原支店金  
木出張所

五所川原市金木町朝日山

に、

青森県信用組合三厩支店

東津軽郡三厩村字本町

を

青森県信用組合三厩支店

東津軽郡外ヶ浜町字三厩本  
町

に改め、

津軽石川農業協同組合大沢支店

弘前市大字大沢

を削り、

東つがる農業協同組合

東津軽郡蟹田町大字蟹田

を

東つがる農業協同組合

東津軽郡外ヶ浜町字蟹田

に、

東つがる農業協同組合平館支店

東津軽郡平館村大字根岸

を

東つがる農業協同組合平館支店

東津軽郡外ヶ浜町字平館根  
岸湯の沢

に、

常盤村農業協同組合

南津軽郡常盤村大字常盤

を

常盤村農業協同組合

南津軽郡藤崎町大字常盤

に、

津軽北部農業協同組合

北津軽郡金木町大字金木

津軽北部農業協同組合金木支店

北津軽郡金木町大字金木

津軽北部農業協同組合川倉出張  
所

北津軽郡金木町大字川倉

津軽北部農業協同組合喜良市出  
張所

北津軽郡金木町大字喜良市

を

津軽北部農業協同組合嘉瀬支店  
津軽北部農業協同組合毘沙門出  
張所

北津軽郡金木町大字嘉瀬  
五所川原市大字毘沙門

を

津軽北部農業協同組合中里町支  
店  
津軽北部農業協同組合武田支店  
津軽北部農業協同組合内潟支店  
津軽北部農業協同組合市浦村支  
店

北津軽郡中里町大字中里  
北津軽郡中里町大字富野  
北津軽郡中里町大字薄市  
北津軽郡市浦村大字相内

津軽北部農業協同組合小泊出張  
所

北津軽郡小泊村字浜野

津軽北部農業協同組合

五所川原市金木町芦野

津軽北部農業協同組合金木支店

五所川原市金木町芦野

津軽北部農業協同組合川倉出張  
所

五所川原市金木町川倉宇田  
野

津軽北部農業協同組合喜良市出  
張所

五所川原市金木町喜良市弓  
矢形

津軽北部農業協同組合嘉瀬支店

五所川原市金木町嘉瀬雲雀  
野

津軽北部農業協同組合毘沙門出  
張所

五所川原市大字毘沙門

津軽北部農業協同組合市浦村支  
店

五所川原市相内岩井

津軽北部農業協同組合中里町支  
店

北津軽郡中泊町大字中里

津軽北部農業協同組合武田支店

北津軽郡中泊町大字富野

津軽北部農業協同組合内潟支店

北津軽郡中泊町大字薄市

津軽北部農業協同組合小泊出張  
所

北津軽郡中泊町大字小泊

青森県信用漁業協同組合連合会  
蟹田支店

東津軽郡蟹田町大字中師

青森県信用漁業協同組合連合会  
平館支店

東津軽郡平館村大字今津

三厩村漁業協同組合

東津軽郡三厩村字本町

を

に、

公 安 委 員 会

青森県信用漁業協同組合連合会  
蟹田支店  
青森県信用漁業協同組合連合会  
平館支店  
三厩村漁業協同組合

東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本  
東津軽郡外ヶ浜町字平館今津尻高  
東津軽郡外ヶ浜町字三厩本町

に改める。

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

青森県公安委員会規則第五号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

第一条 交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。  
別表第一金木警察署の項中

北津軽郡中里町大字中里字紅葉坂一八番地

を

に改める。

別表第一蟹田警察署の項中  
東津軽郡三厩村字新町五番地

東津軽郡外ヶ浜町三厩新町五番地  
東津軽郡平館村大字根岸字湯ノ沢一番地  
東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸湯ノ沢一番地六

に改め、同表浪岡警察署の項中

南津軽郡常盤村大字榊字亀田二番地四二〇  
南津軽郡常盤村大字常盤字一西田一番地

を

南津軽郡藤崎町大字榊字亀田二番地四二二  
南津軽郡藤崎町大字常盤字一西田一番地二〇

に改め、同表金木警察署の項を次のように改める。

金木警察署	川倉警察官駐在所 嘉瀬警察官駐在所 喜良市警察官駐在所 武田警察官駐在所 内潟警察官駐在所 相内警察官駐在所 十三警察官駐在所 小泊警察官駐在所	五所川原市金木町川倉七夕野一三番地二六 五所川原市金木町嘉瀬雲雀野一七八番地一 五所川原市金木町喜良市千刈二〇七番地 北津軽郡中泊町大字富野字千歳一一八番地三 北津軽郡中泊町大字薄市字玉清水二二番地六二 五所川原市相内岩井八一番地一〇六 五所川原市十三深津七〇番地 北津軽郡中泊町大字小泊字砂山一一八七番地
-------	---	--

第二条 交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第一大鷹警察署の項を削る。

別表第二蟹田警察署の項中

三 既警察官駐在所  
婁月警察官駐在所

東津軽郡外ヶ浜町字三既新町五番地  
東津軽郡今別町大字婁月字村下八七番地  
四

三 既警察官駐在所

東津軽郡外ヶ浜町字三既新町五番地

に改め、同表浪岡警察署の項中

水木警察官駐在所  
常盤警察官駐在所  
樽沢警察官駐在所  
本郷警察官駐在所

南津軽郡藤崎町大字神字亀田一番地四二  
南津軽郡藤崎町大字常盤字一西田一番地二〇  
南津軽郡浪岡町大字樽沢字村元四三一番地一  
南津軽郡浪岡町大字本郷字松元一〇六番地二

を

常盤警察官駐在所  
樽沢警察官駐在所

南津軽郡藤崎町大字常盤字一西田一番地二〇  
南津軽郡浪岡町大字樽沢字村元四三一番地一

に改め、同表黒石警察署の項中

松崎警察官駐在所  
大坊警察官駐在所

南津軽郡平賀町大字松崎字亀井二番地五  
南津軽郡平賀町大字大坊字竹内二七番地

松崎警察官駐在所

南津軽郡平賀町大字松崎字亀井二番地五

に改め、同表弘前警察署の項中

相馬警察官駐在所  
東目屋警察官駐在所

中津軽郡相馬村大字五所字野沢四七番地一  
弘前市大字桜庭字清水流一二二番地六

相馬警察官駐在所

中津軽郡相馬村大字五所字野沢四七番地一

に改め、同表金木警察署の項中

川倉警察官駐在所  
嘉瀬警察官駐在所  
喜良市警察官駐在所  
武田警察官駐在所

五所川原市金木町川倉七夕野一三番地二六  
五所川原市金木町嘉瀬雲雀野一七八番地一  
五所川原市金木町喜良市千刈二〇七番地  
北津軽郡中泊町大字富野字千歳一一八番地三

を

嘉瀬警察官駐在所  
喜良市警察官駐在所

五所川原市金木町嘉瀬雲雀野一七八番地一  
五所川原市金木町喜良市千刈二〇七番地

に

相内警察官駐在所  
十三警察官駐在所

五所川原市相内岩井八一番地一〇六  
五所川原市十三深津七〇番地

を

相内警察官駐在所

五所川原市相内岩井八一番地一〇六

に改め、同表つがる警察署の項中

を	に改め、同表八戸警察署の項中 三戸郡南郷村大字市野沢字家口山六番地 二	を 倉石警察官駐在所 三戸郡五戸町大字倉石中市字地獄原二七番地一	を 西越警察官駐在所 三戸郡新郷村大字西越字沢口四二番地二	に改め、同表五戸警察署の項中	を 大間越警察官駐在所 西津軽郡深浦町大字大間越字宮崎浜一一番地一八	を 岩崎警察官駐在所 西津軽郡深浦町大字岩崎字松原五一番地一七	に改め、同表三戸警察署の項中	を 中村警察官駐在所 西津軽郡三戸町大字中村町字上山ノ井一〇三番地	に改め、同表三戸警察署の項中	を 車力警察官駐在所 つがる市車力町花林六五番地 富范警察官駐在所 つがる市富范町寿一八番地
---	---	--	-------------------------------------	----------------	--	---------------------------------------	----------------	---	----------------	--

に改め、同表三戸警察署の項中	を 八戸市南郷区大字市野沢字家口山六番地 二	に改め、同表三戸警察署の項中	を 三戸郡南郷村大字島守字中里四九番地三	に改め、同表三戸警察署の項中	を 八戸市南郷区大字島守字中里四九番地三	を 斗川警察官駐在所 三戸郡三戸町大字斗内字清水田一八番地一	に改め、同表三戸警察署の項中	を 斗川警察官駐在所 三戸郡三戸町大字斗内字清水田一八番地一	に改め、同表三戸警察署の項中	を 猿辺警察官駐在所 三戸郡三戸町大字貝守字北向下田二〇番地一
----------------	------------------------------	----------------	-------------------------	----------------	-------------------------	--------------------------------------	----------------	--------------------------------------	----------------	---------------------------------------

この規則は、平成十七年三月二十八日から施行する。ただし、第二条の改正規定は同月三十一日から施行する。

附 則

に改める。

を 赤川警察官駐在所 三戸郡三戸町大字赤川町四番三四号	を 赤川警察官駐在所 三戸郡三戸町大字赤川町四番三四号
-----------------------------------	-----------------------------------

を 赤川警察官駐在所 三戸郡三戸町大字赤川町四番三四号	を 赤川警察官駐在所 三戸郡三戸町大字赤川町四番三四号
-----------------------------------	-----------------------------------

に改め、同表むつ警察署の項中	に改め、同表むつ警察署の項中
----------------	----------------

を 斗川警察官駐在所 三戸郡三戸町大字斗内字清水田一八番地一	を 斗川警察官駐在所 三戸郡三戸町大字斗内字清水田一八番地一
--------------------------------------	--------------------------------------

に改め、同表三戸警察署の項中	に改め、同表三戸警察署の項中
----------------	----------------

を 斗川警察官駐在所 三戸郡三戸町大字斗内字清水田一八番地一	を 斗川警察官駐在所 三戸郡三戸町大字斗内字清水田一八番地一
--------------------------------------	--------------------------------------

に改め、同表三戸警察署の項中	に改め、同表三戸警察署の項中
----------------	----------------

を 猿辺警察官駐在所 三戸郡三戸町大字貝守字北向下田二〇番地一	を 猿辺警察官駐在所 三戸郡三戸町大字貝守字北向下田二〇番地一
---------------------------------------	---------------------------------------

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭